

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度一覧 令和4年 1月27日現在

●該当、▲状況によって該当

支援制度名	対象者	内容	対象区分		支援者				受付窓口・問い合わせ先	支援区分
			個人・世帯	事業主 (個人・法人)	国	県	市	その他		
生活困窮者自立支援制度	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活にお悩みの方	専門の相談員が話を聞きながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。	●		●		●		まいさぼ長野市 ☎ 219-6880	相談
国民健康保険料の納付に関する相談	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、保険料の納付が困難な方	職員がご事情を聞きながら、分割納付・猶予のご相談をさせていただきます。	●				●		国民健康保険課 (収納担当) ☎ 224-7260	相談
高齢者の相談窓口	新型コロナウイルス感染症の拡大により健康不安を抱える高齢者等	福祉や保健、医療などに関する総合的な相談に広く必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。 ※新型コロナウイルスの感染症関連以外の相談も受け付けます。	●				●	●	地域包括ケア推進課(中部地域包括支援センター) ☎ 224-7174 (中部地域包括支援センター篠ノ井駐在) ☎ 292-3358 地域包括支援センター(各地区にありますので、連絡先は上記地域包括ケア推進課までお問い合わせください。)	相談
高齢者に対するアウトリーチ支援	①新型コロナウイルスの感染拡大により見守り等が必要な高齢者 ②新型コロナウイルスの感染拡大によりフレイルやもの忘れの出現がみられる高齢者	①地域包括支援センターが訪問等により見守り・実態調査を行います。 ②理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士及び保健師等による専門チームが訪問等により助言します。	●				●	●	地域包括ケア推進課(中部地域包括支援センター) ☎ 224-7174 (中部地域包括支援センター篠ノ井駐在) ☎ 292-3358 地域包括支援センター(各地区にありますので、連絡先は上記地域包括ケア推進課までお問い合わせください。)	その他
障害者の相談窓口	新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける障害者のみなさんなど	障害者等の福祉・保健・医療等に関する総合的な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援を行います。	●				●	●	障害福祉課 ☎ 224-8730 北部障害者相談支援センター ☎ 217-2281 南部障害者相談支援センター ☎ 274-5871	相談
母子父子相談	母子父子家庭	母子及び父子家庭の自立に向けた生活上の相談及び支援を行います。	●				●		子育て支援課 ☎ 224-5031	相談
家庭児童相談	0～18歳までの子どもがいる家庭	子どもと家庭の悩みや心配ごと等の相談に対応します。	●				●		子育て支援課 ☎ 224-7062	相談
女性相談	18歳以上の女性及び配偶者等	家庭生活の破綻、離婚など、女性が日常生活を送る上で抱えている悩み事や心配ごとの相談に対応します。	●				●		子育て支援課 ☎ 224-7062	相談
こどもに関する相談	0～18歳までの子ども及びその保護者等	0～18歳までの子どもに関する様々な相談に対応します。	●				●		子育て支援課こども相談室 ☎ 224-9746	相談
道路等占用料の納入期限延長	道路や法定外公共物の占有者	外出自粛要請などにより期限までに道路等占用料の納入が困難で、期限の延長を申請する方	▲	▲	▲	▲	▲		監理課占用担当 ☎ 224-5044	猶予
水道料金の支払猶予・納付相談	新型コロナウイルス感染症の影響により支払い困難な事情がある方・事業者	水道料金等の支払い猶予等について相談を受け付けています。	●	●			●		【長野市内の水道料金(篠ノ井、川中島、更北地区を除く)に関する事】 シーデーシー情報システム(株) 長野営業所 ☎ 244-3232 上下水道局営業課 ☎ 224-5071 【篠ノ井、川中島、更北地区の水道料金に関する事】 ヴェオリア・ジェネッツ(株) 川中島事務所 ☎ 0120-971-105(フリーダイヤル) 長野県川中島水道管理事務所 ☎ 284-1700	相談
下水道使用料の支払猶予・納付相談	新型コロナウイルス感染症の影響により支払い困難な事情がある方・事業者	下水道使用料等の支払い猶予等について相談を受け付けています。	●	●			●		シーデーシー情報システム(株) 長野営業所 ☎ 244-3232 上下水道局営業課 ☎ 224-5071	相談